

海外における耐用年数の調査結果

対象国		イギリス	フランス	アメリカ		オーストラリア	ニュージーランド	日本(案)	
調査対象となる道路資産の所有者		中央政府	民間企業	地方政府	地方政府	地方政府	中央政府	民間企業	
ヒアリング対象機関		Highways Agency	ASF、COFIRROUTE	ヴァージニア州	各州(平均値を算定)	NSW州	TransitNZ	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
道路の税務上の取扱	固定資産税	非課税	道路本体は非課税、料金所屋根、管理建物等は課税	非課税	非課税			非課税	
	法人税	非課税	課税	非課税	非課税			非課税	
耐用年数を記述している法律等		FRS No. 15(財務会計基準)				なし(現在、税務局が道路資産を所有する営利団体に適用する耐用年数を検討中)	なし	減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)	
耐用年数の決定方法		FRS No. 15に定められている耐用年数の範囲とその決定方法に基づき、道路管理者であるHAが各道路構造物の設計年数に基づいて耐用年数を決定	・資産は失効償却の対象となる 失効償却...高速道路会社にとってのコンセッションの道路資産の価値が期間満了時の無償償還によりゼロになること。従来は日本の公団の償還準備金に相当する引当金を繰入れていたが、一般的な貸借対照表と異なる表記はわかりにくいということで、現在は道路資産を直接減額している。 ・資産のうち更新性資産については、上記に加えて、一般的な減価償却も行う(別紙1「Cofiroute Annual report(抜粋)」参照)	VDOTが推定(30年もしくは50年)		道路交通局(RTA)が経験に基づき決定	資産管理者(TransitNZ)がこれまでの経験から判断例) ・舗装については舗装支出の最適化ソフトにより決定 ・橋梁については設計寿命に基づいて決定	機構は非課税法人であるため、の税法上の耐用年数ではなく、物理的な耐用年数を検討中	
耐用年数	具体的な耐用年数	橋梁	20~120年	50年	プレストレスコンクリート橋 45年 鋼トラス橋 50年 トラス以外の鋼橋 45年 木橋 30年 歩道橋(鋼、コンクリート) 30年 (木橋は25年)	木造及びXトラス(木造+金属造) 60年 コンクリート造 100年 高価値橋梁 200年 高価値橋梁とは、評価の高い橋、国の遺産だといわれている橋等	90年	金属造 45年 鉄筋コンクリート造 60年 長大橋は別途設定	
		トンネル	20~120年	50年	非常に多様		減価しない (トンネル施工は100年)	75年	
		土工	減価しない		規定なし	約20年(盛土)	100年	減価しない	70年
		アスファルト舗装	表層、基層、上層路盤は更新会計を適用 下層路盤は減価しない		30年(ただし、コンクリート舗装の寿命は30年であり、アスファルト舗装の寿命は一般に10-12年であり、VDOTでは30年という道路舗装の耐用年数中の経費にオーバーレイ2回分を計算に入れる)	土砂 10年 砂利 15年 コンクリート 30年 アスファルト・コンクリート 20年 レンガ・石造 50年	20~40年 舗装材の種類、維持補修修理の優先順位等を考慮して設定されている	表層 7年 基層、路盤 50年 基層、路盤の62.5%のみ償却	10年
	耐用年数の見直し			VDOTが決定 GASB(政府会計標準委員会) No. 34の規定によると、インフラ資産額の見直しは必要であろうと記されている	各州DOTが決定する GFOA(政府財務担当者協会)は、耐用年数の実態をモニターの上、適宜変更することを推奨している	5年毎に再評価する方向で現在、検討中		見直さない	
その他		・耐用年数が幅広く設定されているのは、建設方法・投資額により個々の道路構造物の耐用年数が異なるため ・更新会計を採用している構造物もあるが、2005年には国際会計基準に準じて、定額法による減価償却に統一される見込み		・参考資料(別紙2)「VDOT Policies and Procedures」	・参考資料(別紙3)「Governmental Accounting Focus, Estimating Useful Lives for Capital Assets政府会計フォーカス、固定資産の耐用年数の推定」(GFOA政府財務担当者協会の雑誌GAAFR Review政府会計・監査・財務報告レビュー2002年5月号掲載) ・修正アプローチを適用している資産もある(別紙4「FHWA PRIMER」)	・資産価額は時価評価(償却後再調達価額)され、5年に1度再評価される	・資産価額は時価評価(償却後再調達価額)され、5年に1度再評価される	・記入している耐用年数は税法上のもの	